



資料編

1 岐南町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 22 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日条例第 21 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、岐南町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第 6 条に規定する子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める意見を聞き、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年岐南町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則（平成 27 年条例第 21 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 岐南町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	所属及び役職等	備 考
(第1号委員) 学識経験を 有する者	西垣 吉之	中部学院大学 教育学部 子ども教育学科教授	会長
	渡邊 喜代子	渡辺小児科 院長	
(第2号委員) 子どもの保護者	森下 智代巳	北小学校PTA 前会長	
	岩田 華菜子	うれしの東保育園保護者会 前会長	
(第3号委員) 子ども・子育て 支援に関する 事業に従事する 者	松本 靖之	(福) 豊誠会 事務長	
	萩野 道世	(福) 登豊会 うれしの認定こども園 園長	
	岩田 利子	岐南町子育てコーディネーター	副会長
	三宅 一乃	子育て支援事業者「はみんぐ」代表	
(第4号委員) 関係行政機関の 職員	青木 孝憲	羽島郡二町教育委員会 学校教育課長	
(第5号委員) 町長が必要と 認める者	黒瀬 泰孝	岐南町議会議員 民生建設 常任委員会委員長	
	羽田野 恵子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	
	大塚 成子	岐南町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	
	杉江 正博	羽島郡二町教育委員会 教育委員	

3 子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成 30 年 10 月 4 日	平成 30 年度 第2回岐南町子ども・子育て会議 (1) 第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画策定のための利用希望把握調査（アンケート調査）について (2) 平成 31 年度保育園の利用定員について
平成 31 年 2 月 28 日	平成 30 年度 第3回岐南町子ども・子育て会議 (1) 岐南町子育て支援に関するアンケート調査結果について (2) 平成 31 年度 岐南町子ども・子育て会議の予定
令和元年 6 月 4 日	令和元年度 第1回岐南町子ども・子育て会議 (1) 岐南町子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度進捗状況の点検・評価 (2) 岐南町子ども・子育て支援事業計画骨子案について (3) 子ども・子育て会議の今後の予定
令和元年 7 月 31 日	令和元年度 第2回岐南町子ども・子育て会議 (1) 第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 9 月 24 日	令和元年度 第3回岐南町子ども・子育て会議 (1) 第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和 2 年 1 月 20 日 ～2月 13 日	第 2 期岐南町子ども・子育て支援事業計画（案）に 係る意見募集（パブリックコメント）実施
令和 2 年 2 月 28 日	令和元年度 第4回岐南町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの報告 (2) 岐南町子ども・子育て支援事業計画について (3) 保育施設の定員について

4 用語解説

【あ行】

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの中を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

町、市民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設等、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気等で、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

就学前教育と保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして幼稚園機能と保育園機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられる施設のこと。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により戸籍家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度等、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 岐南町役場 民生部 健康推進課

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目 107

TEL 058-247-1344
